

庁名 函館地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	6					14		4		3	2	4820円	4500円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額です。当事者が1名増すごとに以下の金額を追加してください。 【郵便切手により納付する場合】 2860円 (内 訳) 500円4枚 110円6枚 50円3枚 20円2枚 10円1枚 【予納金により納付する場合】 3000円 ※予納金による郵送費用の納付について 現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、函館地裁会計課まで持参または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停					3			2		2		470円		
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)						1						110円	50万円～	予納金の額は、物件の数や地積、床面積等によって変わる場合があります。
	強制競売申立て						1						110円	50万円～	予納金の額は、物件の数や地積、床面積等によって変わる場合があります。
	債務名義に基づく債権差押え	4	1				9		2		2	5	3530円	○債務者が1名増すごとに 1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚 ○第三債務者が1名増すごとに 1750円分追加 (内 訳) 500円2枚、350円1枚、110円3枚、50円1枚、20円1枚	
	養育費等に基づく債権差押え	4	1				9		2		2	5	3530円		
	財産開示						1						110円	8000円	※郵便切手のみにより納付することもできます。 その場合は申立書に郵便切手8250円分を添付してください。 (内 訳) 500円:10枚 100円:25枚 50円:5枚 20円:20枚 10円:10枚
	第三者からの情報取得						1						110円	不動産に係る申立て: 6000円 給与債権に係る申立て: 6000円 (第三者が1名増すごとに2000円を追加) 預貯金等に係る申立て: 5000円 (第三者が1名増すごとに4000円を追加)	
	動産執行												0円	3万円～	申立書を郵送で提出する方は、郵便切手110円1組を添付してください。
不動産引渡(明渡)執行												0円	50万円～	申立書を郵送で提出する方は、郵便切手110円1組を添付してください。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	6	1				8						4230円		<p>○債権者及び債務者が1名増すごとに 1220円分(特別送達料)追加</p> <p>○第三債務者が1名増すごとに 1790円分追加 (内 訳) 第三債務者・特別送達料 1220円 陳述書返送料・裁判所用(簡易書留) 460円 陳述書返送料・債権者用 110円</p> <p>※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。</p>
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					4						2440円		<p>○登記所が函館の場合、追加切手不要。</p> <p>○函館以外の登記所が1か所増すごとに 1180円分追加 (内 訳) 登記嘱託用 590円 登記返送料 590円</p> <p>※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。</p>
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4						2440円		債権者及び債務者が1名増すごとに1220円分(特別送達料)追加
	仮の地位を定める仮処分	4					9						2990円		<p>○債権者が1名増すごとに 1220円分(特別送達料)追加</p> <p>○債務者が1名増すごとに 1770円分(特別送達料1220円、110円×5)追加</p>
	担保取消(民法79条1項(担保事由の消滅))	2					3						1330円		
	担保取消(民法79条2項(被申立人の同意))	2					3						1330円		
	担保取消(※即時抗告権を放棄している場合)						2						220円		
担保取消(民法79条3項(訴訟の完結、権利行使催告申立あり))	4					5						2550円			
保護命令	保護命令	4						7	1		2	5	2840円		
	命令取消し(申立人申立)						2						220円		
	命令取消し(相手方申立)	2						5				5	1550円		
労働審判	労働審判	4					11		2		1	3330円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	<p>※予納金による郵送費用の納付について 現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、函館地裁会計課まで持参または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。</p>	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円 (免責申立手数料を含む)	110円×(債権者数+2)枚 ※保管金提出書の郵送を希望する場合は、110円×1枚を追加		11,859円	
	代理人申立て					
管財	個人	1,500円 (免責申立手数料を含む)	110円×(債権者数+20~30)枚		申立後、個別にご連絡します。	
	法人	1,000円				
	債権者申立て	20,000円	110円×(知れてる債権者数+20~30)枚			
	免責許可の申立て	500円				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円	110円×再生債権者数×2 110円×4枚		13,744円	住宅資金債権者がいる場合、110円×住宅資金債権者数×2枚を追加